

在校生の皆様へ

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部
近畿職業能力開発大学校附属
京都職業能力開発短期大学校
学務援助課長

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号により被災された学生等に対する授業料等の免除について

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号により被害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

職業能力開発(短期)大学校では、これらの災害により、学ぶ意欲と能力のある学生等が修学を断念することがないように、被災世帯の学生に対して、下記のとおり令和2年度の授業料等の免除を行います。

記

1 免除の内容

- (1) 令和2年度の授業料の免除
- (2) 令和2年度の寄宿舍使用料の免除

2 免除の対象者

東日本大震災については平成23年3月11日時点において、平成28年熊本地震については平成28年4月14日時点において、また、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号については当該災害に係る各地域における災害救助法適用日において、災害救助法適用地域に主たる学資負担者が居住していた学生等又は被災地域内の独立生計者であった学生等であって、罹災した事実を公的証明書等により証明が可能で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 家屋等の全壊、大規模半壊、半壊、流失の罹災証明が得られる方
(※一部損壊は除きます。)
- (2) 主たる学資負担者が震災等により死亡又は行方不明の方
- (3) 居住地が福島第一原発事故による避難区域に指定された方(東日本大震災のみ)

3 申請方法

申請書類を学務援助課窓口へ提出して下さい。

申請後、審査の上、授業料等の免除を決定いたします。

(1) 申請書類

- ① 「免除申請書」
- ② 「罹災証明書等の写」(上記2の(1)に該当する方)
- ③ 「死亡又は行方不明を証明する書類の写」(上記2の(2)に該当する方)
- ④ 「被災証明書の写」(上記2の(3)に該当する方)

(2) 申請期限

生産技術科及び電子情報技術科

令和2年4月7日(火)【厳守】

情報通信サービス科

令和2年4月30日（木）【厳守】

※申請を検討されている場合や書類提出が間に合わない場合は、お手数ですが事前に当校へご相談いただきますようお願いいたします。

問合せ先

近畿職業能力開発大学校附属

京都職業能力開発短期大学校

学務援助課 手嶋・田中

TEL: 0773-75-7609

E-mail: kyoto-college02@jeed.or.jp

(様式1)

令和 年 月 日

免除申請書

京都職業能力開発短期大学校長 殿

申請者 氏名 _____ 印
(訓練生等) 住所 _____
連絡先 _____

被災者氏名 _____
申請者との続柄 (1. 本人 2. 学資負担者) _____
被災者住所 _____

東日本大震災
平成28年熊本地震
平成30年7月豪雨
令和元年台風19号

の災害を受けたため、

授業料
寄宿舎使用料

を

免除いただきたく、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 添付書類 (罹災証明書等の写)

※不要な文字を抹消すること。

※この申請書の個人情報は、当該免除に関する業務のみに使用します。